

西京区・洛西地域の新たな活性化の取組支援業務委託仕様書

1 委託業務名

西京区・洛西地域の新たな活性化の取組支援業務委託（以下「委託業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、「西京区・洛西地域の新たな活性化懇談会（以下「懇談会」という。）」の運営支援を行い、芸術大学の移転を見据えた西京区・洛西地域の新たな活性化策を検討するとともに、住民主体のまちづくりが進展するための仕組みの構築支援などを行い、西京区・洛西地域の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約の日から平成29年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 懇談会の運営支援

活性化策等について議論するために設置した懇談会の運営に関して、資料の作成、会場準備、摘録作成及びワークショップ等を行う。

懇談会は業務委託期間中に3～4回程度開催を想定している。なお、必要に応じて住民意見聴取を行う。

(2) 活性化ビジョンの策定支援

懇談会は平成28年度中に、西京区・洛西地域の新たな活性化の方向性を示した、活性化ビジョンを策定する予定であり、その策定支援を行う。

(3) 具体的な活性化策の検討

懇談会でこれまで議論・検討された内容を踏まえ、西京区・洛西地域における具体的な活性化策について検討する。

5 業務体制

(1) 受託者は、委託業務の遂行を総括する業務責任者を定める。

(2) 業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、その他の従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。

(3) 受託者は、業務責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。

(4) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、特別な事情により、業務責任者を変更する場合においても業務の遂行に支障の無いよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

6 業務進行及び管理

- (1) 委託業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。
- (2) 委託業務の遂行に当たり委託者が提出を求める資料については、その都度、委託者が求める部数の紙資料及び電子データで提出する。
- (3) 受託者は、本業務に係る調査及び提案等の成果について、委託者が別に定める日までに資料提出を行うこと。
- (4) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。
なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (5) 成果品の著作権は本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (6) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

7 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用、「西京区・洛西地域の新たな活性化の取組」に係る経費等（会場使用料、アドバイザー謝礼など）を負担する。

8 貸与物品について

- (1) 委託業務の遂行に当たり、本市所有の記録、資料等を提供又は貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。
なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

9 納入する成果品

- (1) 活性化ビジョン
 - ア 活性化ビジョンパブリックコメント用パンフレット
(1, 500部及びCD-ROMによるデータ)
 - イ 活性化ビジョン
(300部及びCD-ROMによるデータ)
- (2) 留意事項
 - ア 成果品のサイズは原則A4版両面複写、図面はA3版又はA4版とする。
 - イ 活性化ビジョンパブリックコメント用パンフレットのページ数は約8ページ、活性化ビジョンのページ数は約20ページとする。

ウ 電子文書は、閲覧ファイル、図面CADデータ（オリジナルとSXF）を「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）（平成18年6月）」に基づき、CD-ROM（640Mb以上）を提出する。なお、保存ケースとCD-ROM本体には、委託業務名、受注者名、履行期間及び索引を記載する。

10 業務委託料の上限

2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

11 委託料の支払い

本市において成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。